

|                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 令和元年度決算について |  |
| 質問・意見あり 0名      |  |
| 質問・意見なし 16名     |  |

|                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| (2) 令和元年度ジェネリック医薬品差額通知事業の結果について |   |   |
| 質問・意見なし 10名                     |   |   |
| 質問・意見あり 6名                      |   |   |
|                                 | ご意見・ご質問   | 広域連合からの回答   |
| ①                               | ジェネリック医薬品に切り替えた人のほとんどはその後ジェネリック医薬品を継続使用しておられるのか？一度調査されたらどうでしょうか。また継続率はどのジェネリックで高いのかといったことを調査し、より効率的な通知先の選択に生かせばと考えます。 | ご意見ありがとうございます。継続使用の調査については行っておりませんが、使用率の向上とともにジェネリック医薬品の継続使用者が増加していると考えております。今後もより効果的・効率的な通知の作成に取り組んで参ります。  |
| ②                               | ・ジェネリック医薬品への切り替えによる軽減効果は大きい<br>・患者に対する通知の他に医薬品を処方する医者への案内はできないか   | ご意見のとおり、令和元年度は約60万通の差額通知を発送し、約4億8千9百万円と高い軽減効果額となっています。医療機関への通知については、現時点で広域連合としては検討しておりませんが、医療関係者のジェネリック医薬品に対する理解がさらに進むよう、東京都において、医療機関・薬局向けの手引き「患者が安心してジェネリック医薬品を使用するために」の作成及び配布を行っています。今後も都や三師会、区市町村と連携し、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に向けて取り組んで参ります。 |
| ③                               | 医療費を削減するためにも、シルバー人材センター会員に周知を行い、徹底いたしたい。  | 医師や薬局(薬剤師)と相談の上、ジェネリック医薬品使用を進めるようご周知いただければ幸いです。また、都広域連合も引き続き周知に努めます。  |
| ④                               | 軽減効果額(切換率)はともに対昨年で減少しているものの、通知の一定の効果はあると思われます。年齢階級で75~79歳の切替をターゲットにした通知内容を検討すべきかと思えます。                                | 現在、75~76歳の年齢層について抽出条件を変更し、限られた通数の中で重点的に通知が送られるよう調整しています。今後も、効果分析結果等を考慮し、年齢階級に応じてより効果的な抽出条件の調整を検討していきます。   |
| ⑤                               | ジェネリック使用率が年々増加傾向にあり、普及が伸長しているのは大変良いものと思えます。都心部での使用率が低いのは高所得者が多いことを反映しているのでしょうか？                                       | 明確な分析結果はございませんが、高所得者が多いことも要因の一つとして考えられます。   |
| ⑥                               | 高度医療の提供、大学病院の多い地域のジェネリック使用率が低いことと、全体的に周知されてきたように感じました。  | 今後も東京都、三師会、区市町村と連携しながら、引き続き周知に努め、全体的な使用率向上を図ります。  |

(3) 令和3年度医療費適正化施策案について

質問・意見なし 9名

質問・意見あり 7名

| ご意見・ご質問   | 広域連合からの回答   |
|---|---|
| ① 適正服薬推進事業について東京都薬剤師会としても積極的に貴会と連携を取りつつ推進したいと思います。  | ありがとうございます。適正服薬推進事業を含め、情報共有と意見交換を行わせていただく予定です。  |
| ② 「適正服薬推進事業」について<br>通知対象者へは、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことが重要であることを啓発する内容にくふうしていただきたい。（個人の服薬履歴に見合ったアドバイスを受けることの重要性を謳うなど。）  | ご意見ありがとうございます。お薬手帳の活用等と併せて、わかりやすく伝えられる工夫をしたいと考えております。   |
| ③ ジェネリック医薬品使用促進事業の予算残については町医者へのPRにもっと注力すべきではないか？  | 医療機関への通知については、現時点で広域連合としては検討しておりませんが、医療関係者のジェネリック医薬品に対する理解がさらに進むよう、東京都において、医療機関・薬局向けの手引き「患者が安心してジェネリック医薬品を使用するために」の作成及び配布を行っております。今後も都や三師会、区市町村と連携し、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に向けて取り組んでまいります。 |
| ④ 令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組が開始されたことに伴い、重複・頻回受診者等訪問指導事業が再構築され、訪問指導は区市町村への補助又は委託事業として実施し、広域連合はこれまでの事業の効果分析を行い、構築したスキームや事例等の横展開を行うこととされています。国保保健事業との連携や地域の実情に応じた事業の実施という観点から、施策の方向性は妥当かと思いますが、一体的実施の取組については、検討中又は準備中の区市町村が多いことから、各区市町村が効果的な事業を実施できるよう、引き続き、広域連合及び都が連携して区市町村の取り組みを支援していくことが重要と考えます。 | ご意見ありがとうございます。広域連合は、平成30～令和2年度の3年間実施して整理した情報を共有し、区市町村が円滑に事業実施できるよう協力・推進いたします。   |
| ⑤ 柔道整復師による過大請求を、身をもって体験していることから、医療費請求のチェック体制を徹底する必要があると考えます。  | 柔道整復療養費については、審査体制の強化推進に加え、医療費適正化事業として、被保険者へのアンケート調査を通じ、施術管理者の請求内容は正へ繋げています。なお、令和3年度の事業内容については、現在検討中です。  |
| ⑥ 多量投薬の定義次第で対象者の数が大きく変動することが予想される。今回は何剤以上を多量投薬とされるのでしょうか？   | 薬剤数や処方日数等の抽出条件、抽出の優先順位は、都医師会、都薬剤師会にご意見をいただき、検討する予定です。   |
| ⑦ ・医療費適正化施策案を進められたい<br>・特に適正服薬推進事業は必要以上の医薬品を使用している状態で起きる副作用などの有害事象を減らすことは重要であり、さらに医薬品の減につながるとされる  | ・ご意見ありがとうございます。計画に基づき、高齢者保健事業を推進していきます。<br>・医療費分析の結果、ご見識のとおり多剤併用服薬者数は医療機関受診者の4割以上を占めていたことから、適正服薬推進事業を新規事業として開始します。効果的な対象者の抽出と効果分析手法、対象者へのアプローチ方法等について検討しながら実施したいと考えています。              |

(4) 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)素案について

質問・意見なし 10名

質問・意見あり 6名

ご意見・ご質問

広域連合からの回答

P4に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する記述がありますが、国の保健事業ガイドラインでは、広域連合の役割として、構成市町村の関係部局との連携、構成市町村へのデータ提供、構成市町村の事業評価の支援などが示されていることから、こうした役割が明確となるような記載としてはいかがでしょうか。

P57に令和3年度からの新規事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の記載がありますが、他の事業と異なり、複数の事業が包含されているため、具体的な内容がわかりづらくなっています。具体的な事業企画は区市町村で行うことになるかと思いますが、可能な範囲で具体的な事業の例とその内容を記載してはいかがでしょうか。

① P61にジェネリック医薬品使用促進事業の記載がありますが、現在、国において新たな目標等が検討されており、また、東京都においては昨年6月に都民、医療関係者、保険者協議会（都広域連合含む）から構成される東京都後発医薬品安心使用促進協議会を設置し、後発医薬品を安心して使用できる環境整備に向けた施策の検討を行っています。こうした状況も踏まえて取り組みを進めていただきたいと考えます。

P67に令和3年度からの新規事業として適正服薬推進事業の記載がありますが、今後、一体的実施事業の中で区市町村が実施することとされた重複・頻回受診者等訪問指導事業とかかわりの深い事業であり、広域連合、区市町村、東京都の間で関連事業の情報交換や意見交換を行うことで、効果的な事業につなげていくことが可能と考えます。こうした視点も考慮した事業企画及び実施を望みます。

・p4 都広域連合の役割は、広域計画の抜粋の表のとおりですが、計画案の作成に向けて文章中の説明の追記を検討いたします。

・p57 一体的実施事業については、計画案では具体的な内容を記載するようにいたします。

・p61 差額通知対象者の拡充をはじめ、引き続き、都・三師会・区市町村と連携しながら推進していきます。

・p67 ご意見のとおり、区市町村との連携が重要と考えております。事業内容や対象者リスト、効果分析の還元とともに、区市町村課長会や一体的実施のヒアリング等の機会を活用して意見交換、情報交換を図りたいと考えています。計画案でもその旨記載を追加いたします。

② 健診データ・医療データに基づくきめ細やかな保健事業がさらに求められます。特に高血圧・糖尿病等生活習慣病の重症化予防は最重要課題と思います。対象者が行動変容を起こしやすい取り組みを期待します。

ご意見ありがとうございます。KDBシステム等を活用した健康課題の整理や医療費分析を進めるとともに、都広域連合の直接実施事業としては、医療機関受診勧奨通知事業、区市町村への委託・補助事業としては糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病等重症化予防の訪問指導等を推進していきます。

|   |  |  |
|---|--|--|
| ③ | <p>多彩な事業を実施、計画していることは評価をする。しかし、それぞれの事業、あるいは各事業総合して、どのような効果が出たかなどを検証することも必要と考える。</p>  | <p>計画書第3章で前計画の各事業について実績の評価を行い、それにより整理した課題と医療費分析等による健康課題の分析結果を踏まえて、第3期計画を策定しています。また、第3期計画では事業の継続的かつ総合的な評価のために評価指標を新たに設定しています。今後も、PDCAサイクルで施策の見直しと改善を図っていきます。</p>  |
| ④ | <p>医療費介護費の抑制は後期高齢者の増加や医療・介護サービスの質を低下につながり、なかなか困難であると思う。</p> <p>医療介護ともに健診や健康の保持増進に対する施策をさらに充実させることにより高齢者の保健と介護予防につなげる努力をしていただきたい。</p> | <p>ご意見のとおり、各事業の目的は、第一には被保険者の健康増進とQOLの向上であり、それが結果的に医療費の適正化につながると考えております。また、新規事業である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業においても、被保険者の状態を把握し、必要な医療・介護サービスにつなげるということが一つのポイントとなっています。引き続き、計画に基づいて高齢者保健事業を推進していきます。</p>  |
| ⑤ | <p>訪問指導事業の訪問指導実施人数が通知発送と比し少ないが新規の「適正服薬推進事業」がこれを補完するよう期待したい。</p> <p>また、今後の諸施策の実施には健診データ、レセプトデータは重要と考える。</p>                           | <p>重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業については、令和3年度から、区市町村への補助又は委託（一体的実施）事業として実施します。広域連合が令和3年度から実施する適正服薬取組（通知事業）は、同様の課題を持つ被保険者に対するものですが、ご意見のとおり、また別のアプローチとなります。相互に有効なものになるよう、区市町村と情報共有や意見交換を行いつつ効果的な取組を検討していきます。</p> <p>また、引き続き、健診・レセプトデータ等を活用した事業評価やターゲットを絞った保健事業の展開を図ります。</p> |
| ⑥ | <p>健康診査の結果やレセプト情報等がデータベース化されることにより、特に課題1被保険者の健康状態の把握が出来る</p> <p>課題4効果的な医療費適正化が進むことを望みます。</p>   | <p>健診結果やレセプト情報に係る事業ごとの分析の他、健診・医療・介護の情報を突合させたデータベースであるKDBシステム等を活用し、効果的な保健事業・医療費適正化事業を推進したいと考えています。</p>  |

(5) その他

質問・意見なし 13名

質問・意見あり 3名

| ご意見・ご質問   | 広域連合からの回答  |
|---|--|
| ①<br>コロナウイルス感染による影響について<br>・区市町村の取組の支援は（令和2年度）<br>・第3期計画における事業の推進で見直しは。<br>・あんま、マッサージ、指圧、はりきゅう、医院の受診が減少していると聞くが現状は。 | ・健診事業における区市町村の対応を調査して結果を還元した他、コロナ禍における保健事業の実施の注意点や工夫の事例等の情報提供をいたしました。また、区市町村の補助金等の交付にあたっては、コロナ禍による事業内容の変更には柔軟に対応する予定です。<br>・第3期計画の現時点における見直しは考えておりませんが、事業実施の際は、その都度感染状況等を踏まえて対応することになると考えています。素案のp68に「その他留意すべき事項」として記載のとおり、このような状況下で保健事業を実施する上での事例を収集し、横展開していきたいと考えています。<br>・新型コロナウイルスの感染拡大による非常事態宣言を受け、令和2年度当初から医療機関等の受診控えが発生していると考えております。「はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧」の申請件数につきましても、前年度実績と比べ減少しているのが現状です。 |
| ②<br>ジェネリック医薬品使用促進事業で「新たな通知対象者」として「睡眠薬」「認知症薬」がありますが、これは従来、除外としていたものを単剤使用に限り通知対象とするのでしょうか？                           | 精神疾患等の医薬品は通知対象外としていましたが、加齢に伴う睡眠障害や認知症の進行を抑えることを目的として服用している被保険者が一定数いることから、認知症薬のみを服用している場合、睡眠薬のみを服用している場合、もしくは認知症薬及び睡眠薬のみを服用している被保険者約5万人に対し、薬剤名を載せない通知を送付する予定です。   |
| ③<br>書面開催では幅広い意見交換ができません。現状ではやむを得ないと思いますが、一刻も早い通常開催を願っています。   | 同様に考えております。感染の拡大状況を注視するとともに、通常開催を検討してまいります。  |